

朝霞市条例第 17 号

朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成元年朝霞市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 3 項中「養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「養育するため 1 日の勤務時間の全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。